

不法投棄監視カメラを活用した監視活動実証モデル事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

産業廃棄物の不法投棄が多発しているエリアにおいて、複数の監視カメラとAIによる画像解析を組み合わせた新たな監視手法の実現可能性や期待される効果（抑止効果含む）を検証し、将来的に「重点監視エリア及び重点監視地点」での無人による監視活動ができないか実証することを目的とします。

2 業務内容

（1）委託業務名

不法投棄監視カメラを活用した監視活動実証モデル事業業務委託

（2）委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）17時まで

（3）仕様

別添「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

24,042,748円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（1）参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

（2）最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）17時必着

(2) 提出方法

- ・持参又は郵送のいずれかで提出してください。（電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。）
- ・持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。
- ・郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。
- ・提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

「20 担当所属」のとおり

(4) 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
イ 上記アに記載の添付書類一式

6 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年2月18日（水）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

- ・FAXまたは電子メールで受け付けます。
- ・質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。
- ・質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

「20 担当所属」のとおり

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年2月26日（木）17時までに、県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

[トップページ>県政・お知らせ情報>お知らせ情報>企画提案コンペ等情報（公告・結果）](#)

7 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記5の確認結果を、令和8年3月16日（月）17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

8 企画提案資料の提出

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

（1）提出期間

令和8年3月24日（火）～令和8年3月25日（水）17時

（2）提出方法

上記5（2）と同じ。

（3）提出先

上記5（3）と同じ。

（4）提出資料及び部数

ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

- ・ 原則A4版、任意様式、概ね20ページ以内
- ・ 企画提案書には、別添「業務委託仕様書」の内容を踏まえた業務実施の考え方、企画の概要を記載してください。
- ・ その際、次の①～⑤の内容が含まれるように作成してください。

① 有効性

- ・ 使用する監視カメラ、電源の概要及びその選定理由
- ・ 監視カメラの設置方法（工事が必要な場合はその内容）
- ・ 監視カメラの具体的な位置及びその理由
- ・ 定期的な保守点検、突発的な修繕への対応
- ・ 業務を実施するにあたっての人員体制（管理責任者、操作取扱者等）
- ・ 産業廃棄物の不法投棄に対する監視活動として想定される効果

② 専門性

- ・ 提案者の監視カメラやAIに関する専門性、ノウハウ
- ・ 想定されるAI検知の精度
- ・ 監視カメラの映像や検知結果の確認で使用する機器（大型モニター、操作用パソコン、録画機器）の概要、システムの操作方法、画面デザイン
- ・ 提案者の監視カメラやAIに関する事業実績の有無及びその主な内容（委託元、契約期間、受託業務の概要）

③ 計画性

- ・委託業務実施の具体的なスケジュール

④ 安全性

- ・データや通信に対するセキュリティ対策
- ・事故や火災が発生しないよう配慮した事項
- ・万が一、問題が発生した場合の対応体制

⑤ 創意工夫

- ・追加提案の内容
- ・その他アピールポイント（新しい視点や手法を取り入れている箇所等）

イ 見積書 8部（正本1部、副本7部）

- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- ・見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。
- ・見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

（5）注意事項

- ・企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。
- ・企画提案書の提出前に、「重点監視エリア及び重点監視地点」を現地確認してください。（廃棄物監視・指導課職員が同行しますので「20 担当所属」に連絡の上、別途日程を調整してください。）

9 プレゼンテーションの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「不法投棄監視カメラを活用した監視活動実証モデル事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、順位付けを行った上で最優秀提案を1件選定します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和8年4月9日（木）予定
(2) 場所 後日連絡（津市内、県庁周辺）
(3) 内容 プレゼンテーション30分（説明15分、質疑15分）
(4) 方法
- ・ プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとします。
 - ・ パソコン及びプレゼンテーションソフトの使用は各社の判断とします。（プロジェクターは廃棄物監視・指導課において用意します。）
 - ・ プロジェクターに投影された資料と提出済みの企画提案書等に内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書等の内容により審査・選考を行います。
- (5) 備考
- ・ 提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

10 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

- (1) 有効性
- ・ 事業の目的に沿った企画内容か。
 - ・ 事業の実施に必要な資機材や人員は確保されているか。
 - ・ 企画内容は具体的かつ実行可能か。
 - ・ 産業廃棄物の不法投棄に対する監視活動として有効かつ効果的であるか。
- (2) 専門性
- ・ 監視カメラやAIに関する専門的知識・ノウハウを有しているか。
 - ・ AI検知について、精度は高いか。
 - ・ 監視カメラの映像や検知結果の確認について、操作方法や画面デザインがユーザーフレンドリーか。
 - ・ 監視カメラやAIに関する経験や実績は、事業を効果的かつ確実に実施するにあたって十分であるか。
- (3) 計画性
- ・ 仕様書で定める業務が網羅されており、スケジュールが明確であるか。
 - ・ 実現可能なスケジュールに基づいて、適切に事業全体が計画されているか。

(4) 安全性

- ・データや通信に対するセキュリティ対策を十分に講じているか。
- ・事故や火災が発生しないよう安全に配慮した企画内容となっているか。
- ・万が一、問題が発生した場合、迅速かつ適切に対応可能か。

(5) 創意工夫

- ・追加提案について、独自のアイディアや創造性があるか。
- ・事業全体を通して、従来の方法や既存の考え方とらわれない新しい視点や手法が取り入れられているか。

(6) 経済性

- ・事業予算額は、費用対効果の観点から効果的であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、速やかにすべての提案者に対して通知します。

12 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者にあっては、上記 11 の通知を受けた後に、次の書類を提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第4号様式）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- (5) 電子契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」（第5号様式）

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、廃棄物監視・指導課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、廃棄物監視・指導課において行います。書面の場合は契約書を2通作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

16 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 「20 担当所属」に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 その他

- (1) 企画提案に関する事項
 - ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
 - イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
 - ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。
- (2) 契約に関する事項
 - ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
 - イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
 - ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
 - エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。
- (3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件
 - 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
 - ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
 - オ 企画提案資料が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
 - カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
 - キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。
- (5) 当企画提案コンペに基づく契約者決定の効果は、予算発効時において生じます。

20 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課 担当：内藤
電話：059-224-2388 FAX：059-222-8136
電子メール：kanshi@pref.mie.lg.jp